

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第四十六号

鳥取県児童相談所規則（昭和二十三年三月鳥取県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県児童相談所規則中改正規則

第九條中「一時児童保護所（以下保護所と称する）を併設して未鑑別の児童等を一時收容保護するものとする。」を「児童一時保護所（以下「保護所」と称する。）」を併設する。に改め、同條に次の一項を加える。
その他の相談所には必要に応じ保護所を併設する。
第九條の次に次の條を加える。

第九條の二、保護所には未鑑別の児童等を一時收容保護

するものとする。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

告示

◇鳥取縣告示第三百三十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第九條第三項の規定による届出があつたので同法第十五條第一項の規定により建設業者登録簿から次の者の登録を昭和二十六年七月二十日抹消した。

昭和二十六年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

本書ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十六年七月三十一日 火曜日
第二千二百三十一号

00155

登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる営業所所在地 申請者氏名

鳥取県知事登録 (5) 第二〇四号 昭和二十六年一月二十七日 宇治田組 鳥取市若桜町五二ノ一番地 宇治田光壽

〃 第一九七号 〃 二十五年十一月二十八日 東伯郡赤碕町赤碕二〇三番地 日野 卯吉

◇鳥取縣告示第三百三十四号

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十六年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

本籍地 米子市河崎一、〇八一番地ノ二

現住所 同本籍地

登録年月日 昭和二十六年七月十日

登録番号 第一、五五四号

吉 田 芳 香

昭和六年五月十九日生

本籍地 日野郡八郷村大字久古一、四一四番地

現住所 西伯郡泉村大字河岡五七八番地 宮下医院内

登録年月日 昭和二十六年七月十日

登録番号 第一、五五五号

松 原 秋 子

大正十四年十二月十三日生

本籍地 西伯郡賀野村大字池野二〇一番地

現住所 米子市祇園町二丁目二一八番地

登録年月日 昭和二十六年七月十日

登録番号 第一、五五六号

雜 賀 典 美 枝

昭和三年十一月三日生

本籍地 神戸市須磨区松風町三丁目八番地

現住所 米子市西福原一、二二四米子無線送信所官舎

登録年月日 昭和二十六年七月十日

登録番号 第一、五五七号

00156

市 川、ヨシエ
明治三十五年三月二十八日生

◇鳥取縣告示第三百三十五号

助産婦名簿登録事項中次のように訂正した。

昭和二十六年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

前住所 日野郡黒坂町大字黒坂一、三七八番地

現住所 〃 溝口町大字父原六九九番地

昭和二十六年六月二十八日住所変更により同年同

月同日名簿訂正方願い出により同年七月十日訂正

佐 伯 とらの

明治十三年十一月二十七日生

◇鳥取縣告示第三百三十六号

鳥取県児童相談所規則(昭和二十三年三月鳥取県規則第十四号)による児童一時保護所を次の通り設置し昭和二十六年七月三十一日から業務を開始する。

昭和二十六年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、名称 鳥取県立米子児童相談所附設児童一時保護所

二、設置場所 米子市角盤町三丁目八三番地

◇鳥取縣告示第三百三十七号

次の水路はその公用を廃止する。

昭和二十六年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、気高郡千代水村大字江津字下江津一ノ一番地先

水路十七坪六合八勺

(関係図面は土木部整理課に保存)

◇鳥取縣告示第三百三十八号

農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)第百十四條第二項の規定により、昭和二十六年六月二日から

昭和二十七年三月三十一日まで適用する死亡廃用共済の共済金額の最低額に対応する共済掛金の基準を昭和二十六年五月鳥取県告示第二百十二号にかかわらず次のように定める。

昭和二十六年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

共済目的 共済掛金の基準
 出生後第五月の月の末日を経過した牛 一〇〇円から四二〇円まで
 明け二才以上の馬 二四〇円から八〇〇円まで

◇鳥取縣告示第三百三十九号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四條により地方の臨時種畜検査を次のように施行する。

昭和二十六年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、検査の範圍

検査申請書を提出している生後十二箇月以上の和牛並びに乳牛。

二、検査日割、検査の場所

検査の場所	検査日時	出場区域
米子市勝田町米子家畜市場	八月六日	十時 西伯郡一円
西伯郡余子村余子	〃 〃	七時 九時 米子市
日野郡日野上村三栄	〃 〃	八日 十時 日野郡
西伯郡所子村大山口	〃 〃	十四時 西伯郡
東伯郡赤碕町農林省鳥取種畜牧場	〃 〃	九日 九時 東伯郡
浦安町金市家畜市場	〃 〃	十日 十四時 東伯郡
倉吉町倉吉	〃 〃	十日 九時 東伯郡
八頭郡船岡村船岡	〃 〃	〃 〃 八頭郡
気高郡大正村古海	〃 〃	十三日 〃 〃 岩美郡、鳥取市、気高
〃 〃 〃	〃 〃	十四時 〃 〃 〃
〃 〃 〃	〃 〃	〃 〃 〃 〃

◇鳥取縣告示第三百四十号

家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第十二條第一号の規定により次の種畜につき農林

大臣より種畜証明書の書換交付があつた。

昭和二十六年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

種畜証明書番号	名前	種類	飼養者		摘要
			住所氏名	住所氏名	
昭二四鳥取一四二	昭福	黒毛和種	住 岩美郡米里村	新 植田 新吉	前田喜代治
〃 二八四	小林	〃	住 気高郡逢坂村	新 嶋沢 亀治	南條 滝雄
〃 二五〇	益広	〃	住 西伯郡余子村	新 山本 憲	西伯郡淀江町 協同組合
〃 五二	光成	〃	住 五千石村	新 前田 巖	庄内村 谷 又一
〃 九〇	正	〃	住 日野郡江尾町	新 中川佐武郎	日野郡黒坂町 伊達 芳市
〃 九三	武雄	〃	住 西伯郡所子村	新 野口宗一郎	西伯郡幡郷村 船橋 智章
〃 九四	若橋	〃	住 〃 名和村	新 野口 賢市	〃 庄内村 橋本 鼎一
〃 九六	武	〃	住 米子市河崎	新 磯井 房榮	西伯郡光徳村 光徳村農業協同組合
〃 一一〇	福菊	〃	住 八頭郡用ヶ瀬町	新 田中 辨治	岩美郡成器村 米山 久実 旧名前 純菊

◇鳥取縣告示第三百四十一号

兒童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七條第一項第三号の規定による措置のため支出する費用のうち、

昭和二十六年度第二、四半期、養護施設、乳兒院、事務費の月額を次の通りとする。
昭和二十六年七月三十一日

施設種別	施設名	鳥取県知事	西尾	愛治
養護施設	鳥取子ども学園	鳥取市	九九、二〇七円	
"	青谷子ども学園	気高郡日置谷村	二二、三四七	
"	因伯子供学園	東伯郡倉吉町	六五、六九六	
"	光徳天心学園	西伯郡光徳村	二三、八三七	
"	聖園天使園	米子市	七五、三二七	
乳兒院	米子乳兒院	米子市	一六、五四一	

◇鳥取縣告示第三百四十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二條第一項第四号の規定に基く道路を昭和二十六年七月十五日次のように指定した。

昭和二十六年七月三十一日

場所	路線名	鳥取県知事	西尾	愛治
鳥取市	電灯会社、賀露線	幅員 一一、〇〇米	延長 一五〇、〇〇米	工事実施年度 昭和二十六年

"	立川、高農線	八、〇〇	八〇、〇〇	"
"	電灯会社、賀露線	一一、〇〇	七〇〇、〇〇	" 二七年度
"	末広、馬場町線	八、〇〇	七五、五〇	"
米子市	内町、道笑町線	一三、〇〇	三七三、七〇	" 二六年度
"	車尾、皆生線	一三、〇〇	一六九、〇〇	"
"	糞町、長田線	一五、〇〇	二〇〇、〇〇	"
"	内町、道笑町線	一一、〇〇	二〇二、〇〇	" 二七年度
"	東町、上福原線	一五、〇〇	一一〇、〇〇	"
"	東町、陰田線	一五、〇〇	一八二、〇〇	"
"	糞町、長田線	一五、〇〇	五〇〇、〇〇	"
"	仲之町、大正町線	一一、〇〇	五七〇、〇〇	" 二六年度
倉吉町	倉吉、由良線	一五、〇〇	五九〇、〇〇	" 二七年度
"	塚町線	一一、〇〇	三九五、〇〇	"
"	西中学校線	七、〇〇	三四〇、〇〇	"
"	大岩駅、網代産業道路	二〇、〇〇	五一〇、〇〇	" 二六年度
大岩村	大岩村役場、海岸道路	一一、〇〇	八二〇、〇〇	" 二七年度

選舉管理委員會告示

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第五十八号

政治資金規正法第十七條の規定により提出のあつた次の団体の解散の際の寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は次の通りである。

昭和二十六年七月三十一日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上

根

政

幸

一、種類 政党、協会その他の団体の收支に関する報告書要旨

二、期間 自昭和二十六年五月一日 至昭和二十六年六月十二日

三、報告書の要旨

団体名	寄附及び収入又は寄附の総額		一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額	一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出		報告書受理年月日
	数	額	数	額	数	額		数	額	数	額	
自由党鳥取県支部西部々々会	1	110,000	1	1	1	1	1	1	1	1	1	昭二六、七、二〇

四、主要な寄附者及び支出者 (該当なし)

(一) 寄附者

昭和二十六年七月三十一日印刷
昭和二十六年七月三十一日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

行

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町

取

印

縣